

伊勢崎市監査委員告示第 4 号

公 表 書

平成30年度定期監査を執行したので、地方自治法第199条第9項の規定に基づきその結果を別紙のとおり公表する。

平成31年3月28日

伊勢崎市監査委員	猪 俣	健
同	光 山	喜一郎
同	田 島	勉

記

1 定期監査報告書

赤堀支所・あずま支所・境支所・市民部・環境部・福祉こども部・長寿社会部  
・経済部・建設部・公営事業部

## 平成30年度定期監査結果報告書

### 1 監査の対象部局

赤堀支所・あずま支所・境支所・市民部・環境部・福祉こども部・長寿社会  
部・経済部・建設部・公営事業部

### 2 監査の日程及び対象

平成31年1月18日(金)

○福祉こども部

第三保育所・境児童館どんぐり・障害福祉課・こども保育課・子育て支  
援課・社会福祉課

平成31年1月23日(水)

○長寿社会部

指導監査課・介護保険課・地域包括支援センター・高齢政策課

○経済部

文化観光課・土地改良課・農政課・企業誘致課・商工労働課

平成31年2月5日(火)

○市民部

隣保館・市民活動課・市民サービスセンター宮子・国際課・人権課・市  
民課

平成31年2月12日(火)

○公営事業部

事業課

平成31年3月18日(月)

○境支所

住民福祉課・庶務課

○あずま支所

住民福祉課・庶務課

○赤堀支所

住民福祉課・庶務課

平成31年3月20日(水)

○環境部

交通政策課・環境保全課・茂呂クリーンセンター・清掃リサイクルセンター21・環境政策課

○建設部

建築課・住宅課・建築指導課・道路維持課・土木課

3 予算科目

一般会計歳入・歳出

特別会計歳入・歳出(小型自動車競走事業費特別会計・介護保険特別会計)

4 監査の概要

(1) 予備監査

本監査に先立ち監査委員事務局職員により、下記の事項を重点に関係書類を試査及び精査をして予備監査を実施した。

ア 歳入、歳出予算の執行状況について

イ 契約関係書類の整備状況について

ウ 諸帳簿の記帳、整理、保管状況について

エ 金銭の出納、預金通帳の管理について

オ 物品管理について

(2) 本監査

当該監査は、監査委員3名と事務局職員が、各課の予備監査結果と提出書類に基づき、監査委員室において質疑応答形式で実施した。また、所管施設については、抽出により現地に立ち入り、それぞれの所属長から当該施設の説明を受けるとともに、安全、利用状況、環境整備等について外観的に査察を行い、予備監査結果と提出書類に基づき、質疑応答形式で実施

した。

## 5 監査の結果

### 〔総括〕

財務事務においては、切手受払簿の集計誤りや記入誤りがあるもの、納入通知書に納入期限が記載されていないもの、納入期限を過ぎて納入されているものが散見された。委託関係では、契約時に支出負担行為書が起票されていないもの、決裁権者に誤りがあるもの、また、仕様書で提出を求めている書類が提出されていないもの、提出が遅いもの、提出された書類が未決裁のものがあつた。事務処理にあたっては、法令や例規、マニュアル等を確認するとともに、チェック体制の充実と適正な事務処理を望むものである。

補助金関係については、交付決定通知書と交付申請書に添付された予算書とで経費金額が相違しているものがあつた。補助金の支出にあたっては、申請書や実績報告書等の書類審査を十分行うとともに、チェック体制の強化と団体に対する指導監督の徹底を望むものである。

### 〔個別事項〕

予備監査の結果を含めた各課・施設における個別の指摘事項は次のとおりである。なお、事務処理上改善または留意すべき点で軽微なものについては、予備監査終了後、口頭で通知したところである。

#### (1) 赤堀支所

##### ○庶務課

##### 〔事務改善〕

歳入関係において、納入期限までに納入されていないものがあつた。

慎重な事務処理を望むものである。

##### ○住民福祉課

特になし

(2) あずま支所

○庶務課

〔事務改善〕

委託関係において、仕様書で提出を求めている勤務予定表が未決裁のもの、契約日が契約決裁日と同日でなかったもの、見積合せ調書に見積合せ執行担当者の記載がなかったものがあった。物品関係において、請書に設計書、仕様書の添付があるが執行伺が作成されていなかったものがあった。慎重かつ適正な事務処理を望むものである。

○住民福祉課

特になし

(3) 境支所

○庶務課

〔事務改善〕

歳入関係で、納入期限までに納入されていないものがあった。切手受払簿において、誤りがあるものがあった。物品関係において、対象物件の要件該当しない案件を年度開始前契約準備として3月から事務執行をしていたものがあった。適正な事務処理を望むものである。

○住民福祉課

特になし

(4) 市民部

○市民課

〔事務改善〕

切手受払簿において、残数誤りや記入誤りがあった。契約関係において、予算執行伺の明細内訳書の単価と設計書の単価が相違しているもの、主任技術者選任通知書に収受印がもれているものがあった。慎重かつ適正な事務処理を望むものである。

\* サービスセンター宮子

特になし

○市民活動課

〔事務改善〕

委託関係において、指名伺票が未作成のものがあった。慎重な事務処理を望むものである。

○人権課

特になし

\*隣保館

〔事務改善〕

復命書において、5日を超えて報告しているものがあった。委託関係において、仕様書で提出を求めている報告書の提出遅延、報告書に収受印がないため、提出日が確認できなかったものがあった。慎重かつ適正な事務処理を望むものである。

○国際課

特になし

(5) 環境部

○環境政策課

〔事務改善〕

委託関係において、工程表と設計書の年間日数が相違しているもの、実績報告書に一部記載もれがあった。修繕関係において、仕様書で提出を求めている書類が未提出のものがあった。慎重かつ適正な事務処理を望むものである。

\*清掃リサイクルセンター

〔事務改善〕

出張関係において、復命書がなかったものがあった。適正な事務処理を望むものである。

\*茂呂クリーンセンター

〔事務改善〕

歳入関係において、納入通知書に納入期限が記載されていないものがあつた。委託関係において、一部業務の報告書が未提出のもの、契約書、監督職員指定通知書及び支出負担行為書の決裁権者に誤りがあるもの、点検の実施時期が工程表と相違しているもの、仕様書で提出を求めている書類が未決裁のものや未提出のものがあつた。修繕関係において、検査結果通知書の決裁権者に誤りがあるものがあつた。組織的なチェック体制の確立を検討し、慎重かつ適正な事務処理が継続されることを望むものである。

○環境保全課

[事務改善]

委託関係において、仕様書で提出を求めている書類が未決裁のもの、報告書に収受印がないため、提出日が確認できなかったもの、実施報告書の提出遅延、実施報告書の報告日と起案日が不整合のものがあつた。慎重かつ適正な事務処理を望むものである。

○交通政策課

[事務改善]

歳入関係において、納入期限までに納入されていないものが散見された。委託関係において、予算執行伺に業者一覧または指名伺票がなかったものがあつた。慎重かつ適正な事務処理を望むものである。

(6) 福祉こども部

○社会福祉課

[事務改善]

委託関係において、覚書に市長印の押印がされていないもの、契約時に支出負担行為書が未起票のもの、仕様書で提出を求めている書類が未提出のもの、監督職員指定通知書が未作成のものがあつた。補助金関係において、変更交付申請書に添付された補正予算書に記載誤りがあるものがあつた。慎重かつ適正な事務処理を望むものである。

○子育て支援課

〔事務改善〕

修繕関係において、検査調書の決裁権者に誤りがあるものがあった。  
委託関係において、仕様書で提出を求めている書類が未提出のものがあった。適正な事務処理を望むものである。

\* 境児童館 どんぐり

特になし

○ こども保育課

〔事務改善〕

委託関係において、監督職員指定通知書の決裁権者に誤りがあるもの、設計書と点検結果報告書とで機器等の数量が相違しているもの、清掃作業時期が、仕様書、工程表、履行日で一致していないもの、監督職員指定通知書が未作成のもの、仕様書で求めている書類が未提出のものがあった。修繕関係において、検査結果通知書が未作成のもの、引渡書が未提出のものがあった。チェック体制の充実と慎重かつ適正な事務処理を望むものである。

\* 第三保育所

特になし

○ 障害福祉課

〔事務改善〕

委託関係において、仕様書で提出を求めている書類が未決裁のもの、報告書に収受印がないため、提出日が確認できなかったもの、契約時に支出負担行為書が未起票のものがあった。工事関係において、仕様書で提出を求めている書類が未提出のものがあった。慎重かつ適正な事務処理を望むものである。

(7) 長寿社会部

○ 高齢政策課

〔事務改善〕

委託関係において、仕様書で提出を求めている報告書の提出遅延、工



事関係において、契約時に支出負担行為書が未起票だったものがあった。  
適正な事務処理を望むものである。

\* 地域包括支援センター

特になし

○ 介護保険課

〔事務改善〕

切手受払簿において、集計に誤りのあるものがあった。適正な事務処理を望むものである。

○ 指導監査課

特になし

(8) 経済部

○ 商工労働課

〔事務改善〕

歳入関係において、納入期限が記載されていないものが散見された。  
委託関係において、仕様書で提出を求めている書類が未決裁のもの、提出書類に収受印がないため、提出日が確認できなかったものがあった。  
補助金関係において、交付決定通知書と交付申請書に添付された予算書の経費が相違しているもの、物品関係において、仕様書で求めている書類が未提出のものがあった。慎重かつ適正な事務処理を望むものである。

○ 企業誘致課

〔事務改善〕

出張関係において、出張命令票が事後に起票されているものがあった。  
適正な事務処理を望むものである。

○ 農政課

〔事務改善〕

委託関係において、指名伺票が未添付のもの、見積合わせ調書が未作成のものがあった。歳入関係において、納入期限が記載されていないものがあった。復命書において、様式が相違しているもの、5日を超えて報

告しているものがあつた。慎重かつ適正な事務処理を望むものである。

○土地改良課

特になし

○文化観光課

〔事務改善〕

出張関係において、出張命令と異なる日に出張していたものがあつた。歳入関係で、納入期限までに納入されていないもの、納入期限が記載されていないものがあつた。委託関係において、仕様書で提出を求めている報告書の提出遅延のものがあつた。慎重かつ適正な事務処理を望むものである。

(9) 建設部

○土木課

〔事務改善〕

委託関係において、業務完了報告書の決裁権者に誤りがあるものがあつた。適正な事務処理を望むものである。

○道路維持課

〔事務改善〕

歳入関係において、納入期限までに納入されていないものがあつた。工事関係で、契約時に支出負担行為書が未起票のものがあつた。慎重かつ適正な事務処理を望むものである。

○建築指導課

〔事務改善〕

委託関係において、契約書、監督職員指定通知書及び支出負担行為書の決裁権者に誤りがあるもの、診断結果報告書を審査し適正と認めたときは通知しなければならないと仕様書で定められているが、通知していないものがあつた。慎重かつ適正な事務処理を望むものである。

○住宅課

〔事務改善〕

委託関係で、仕様書で定めている実績報告書の提出期限を過ぎて報告されているものがあつた。適正な事務処理を望むものである。

○建築課

〔事務改善〕

工事関係において、監督職員指定通知書の決裁日に誤りがあるものがあつた。適正な事務処理を望むものである。

(10) 公営事業部

○事業課

〔事務改善〕

委託関係において、監督職員の変更通知が未作成のもの、設計書に積算誤りがあるものがあつた。物品関係において、請書に添付された設計書に金額が記載されたものがあつた。広告関係において、監督職員指定通知書が未作成のもの、主任技術者選任通知書が未提出のものがあつた。借上関係において、見積書に金額の記載誤りがあるものあつた。修繕関係において、検査調書の決裁権者に誤りがあるものがあつた。事務処理に関する軽微な誤りも多数見受けられることから、組織的なチェック体制の確立を検討し、慎重かつ適正な事務処理が継続されることを望むものである。